

指定訪問介護・介護予防訪問介護事業所

「ヘルパーステーションふれあい」

重要事項説明書

1. 訪問介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別 株式会社 いにしへの里大瀬
代表者名 齋藤 真司
所在地・連絡先 (住所) 静岡県浜松市東区大島町1137番地1
(電話) 053-433-8888
(FAX) 053-533-3306

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名 ヘルパーステーションふれあい
所在地・連絡先 (住所) 岐阜県岐阜市藪田南3丁目5番25号
(電話) 058-215-8000
(FAX) 058-215-8087
事業所番号 2170113001
管理者の氏名 瀬川 佳子

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	区分		業務内容	計
		常勤	非常勤		
管理者	介護福祉士	1名		業務・従業者管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		技術指導、計画作成、訪問介護	1名
訪問介護員	介護福祉士	2名		訪問介護	1名
訪問介護員	2級ヘルパー	7名			1名

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域 岐阜市

(4) 営業日

毎週 日曜日～土曜日 7:00 ～ 20:00 (ただし、12月30日から1月3日までを除く)

(5) サービス提供日

毎週 月曜日～土曜日 (ただし、12月29日から1月3日までを除く)

(6) サービス提供時間 7:00 ～ 20:00 (原則として)

但し、利用者の要望により夜間対応も致します。

3. サービスの内容

身体介助	食事介助	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助します 食べやすいように工夫し介助します
	入浴介助	身体状況にあわせ入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、オムツ交換等行います

	口腔ケア	食後口腔等の清潔の為ブラッシングを行います
	体位変換	床ずれを作らないように体の向きを変えます (寝たきりの方や自分で思うように体を動かさない方等)
	衣類脱着	下着、衣類全般にわたって着替えの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好にあわせ献立を考え、調理し、配膳及び下膳等を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類を洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベットメーカー等寝具の衛生保持
その他	訪問相談等	

4. 利用料金

①利用料(単位)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として料金表の利用単位数を地域区分係数(10.42)で乗じた金額の1割又は2割がお客様の利用料となります。

ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

(介護給付の場合)

(単位)

1 身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満	以後30分増すごとに
	166	249	395	577	83

2 生活援助		20分以上45分未満	45分以上		
	—	182	224	—	—

緊急時訪問加算	100
---------	-----

初回訪問加算	200
--------	-----

(予防給付の場合)		1か月の利用単位
介護予防訪問介護費Ⅰ	週1回程度の利用が必要な場合	1172
介護予防訪問介護費Ⅱ	週2回程度の利用が必要な場合	2342
介護予防訪問介護費Ⅲ	週2回程度を超える利用が必要な場合	3715
初回訪問加算		200

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は実際サービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護給付において、やむを得ない事情でかつお客様の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- ・ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所定時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、身体介護の所定金額にかかわらず、身体介護の所定金額に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所定時間が30分を増すごとに、830円を加算した金額になります。

②介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスについては、利用料は全額自己負担となります。

③交通費

事業の実施地域である、岐阜市・浜松市・湖西市にお住まいの方は無料です。

通常事業の実施地域を越えた地点から往復1kmあたり20円(1km未満の場合は切上計算)

④その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

⑤キャンセル料（介護予防サービスを除く）

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の 50%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の 100%

⑥利用料等のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求書を発行いたしますので、ご確認ください。

お支払い方法は、ご契約の際にご記入いただきました代行収納により行うものと致します。

5. サービスの利用方法

① サービス利用開始

お電話でお申し込みください。職員がお伺いします。

② サービス終了

1) お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し込みください。

2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は終了1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2か月を越えて遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

株式会社林本建設が開設する、指定訪問介護・介護予防訪問介護事業所「ヘルパーステーションふれあい」が行う訪問介護・介護予防訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護・介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活

